

## 岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱

(総則)

**第1条** この要綱は、岐阜県美術館条例（昭和 57 年岐阜県条例第 13 号。以下「条例」という。）及び岐阜県美術館管理規則（昭和 57 年岐阜県教育委員会規則第 15 号）並びに岐阜県美術館観覧料等徴収規則（昭和 57 年岐阜県規則第 102 号）の規定に基づき、岐阜県美術館の特別観覧料の決定、観覧料等の減免及び美術品の寄贈、寄託に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別観覧料の決定)

**第2条** 館長は、特別の企画による展示を行う場合は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した資料を知事に提出するものとする。

- 一 企画展示の実実施計画。
- 二 企画展示に要する経費及びその内訳。
- 三 企画展示の開催期間中に予想される観覧者数。
- 四 館長が試算した特別観覧料の額。
- 五 その他参考となる事項。

2 館長は、知事から特別観覧料の額の決定通知を受けたときは、これを美術館の掲示場に掲示するものとする。

(観覧料の減免)

**第3条** 次の各号の一に該当する者が美術品等の観覧をしようとするときは、条例第 6 条第 3 項の規定により観覧料又は特別観覧料を減免することができる。

- 一 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定に基づく身体障害者更正援護施設、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の規定に基づく知的障害者援護施設及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定に基づく老人福祉施設に入所している者で、当該施設等の職員に引率されている者及びこれらの引率者。
- 二 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定に基づく学校（大学及び高等専門学校を除く。）の幼児、児童及び生徒を学校の教育活動で引率して入館する教職員。
- 三 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定に基づく身体障害者手帳を所持する者。
- 四 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく保護を受けている者。
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持する者。
- 六 厚生省が定める療育手帳制度要綱に基づく療育手帳を所持する者。
- 七 美術品等を現に寄贈し、若しくは寄託している者又は館長の依頼により寄贈し、若しくは寄託するための手続きを現に行っている者。
- 八 国又は地方公共団体の関係者で、美術館施設調査の目的を持って視察する者。
- 九 岐阜県美術館後援会の会員証を所持する者
- 十 (財)岐阜観光コンベンション協会が発行する割引券を持参した者。
- 十一 岐阜県が関係する行事等の参加者で、館長が特に必要と認める者。
- 十二 前各号に準ずる者で、館長が特に必要と認める者。

2 観覧料の減免の額は次のとおりとする。

- 一 前項第一号から第八号 全額
- 二 前項第九号から第十一号 団体料金との差額
- 三 前項第十二号 館長が認める額

(使用料の減免)

**第4条** 次の各号の一に該当する場合は、条例別表第 2 に掲げる施設の使用料を減免することができる。

- 一 県又は教育委員会が主催する展示会、講演会、講習会、研究会等（以下「展示会等」という。）については、当該使用料を免除する。
- 二 県又は教育委員会が他と共催する展示会等については、免除とする。
- 三 県又は教育委員会が後援する展示会等で、館長が特に必要と認める者については、当該使用料の半額とする。
- 四 展示室を準備、撤去のためのみに使用する場合は、当該使用料を免除する。

(美術品等の寄贈及び寄託)

**第5条** 館長は、美術品等の所有者又は権限ある占有者（以下「所有者等」という。）に依頼してその寄託又は寄贈を受ける場合には、美術品寄贈（寄託）書（別記第 1 号様式）により所有者等の承認を得なければならない。

2 館長の依頼によらないで美術品等を寄贈又は寄託しようとする者は、美術品寄贈（寄託）申込書（別記第 2 号様式）を館長に提出し、その承認を得なければならない。

3 館長は前項の規定により承認をしたときは美術品寄贈（寄託）承認書（別記第 3 号様式）を申込者に交付するものとする。

4 館長は、寄贈又は寄託品を受領したときは、寄贈（寄託）美術品台帳（別記第4号様式）に登載のうえ、寄贈の場合は、美術品寄贈証書（別記第5号様式）を、寄託の場合には、美術品寄託証書（別記第6号様式）を申込者に交付するものとする。

（寄託品の取扱い）

**第6条** 寄託品の保管及び展示は、美術館に所蔵する美術品等に準じて取扱うものとする。

附則

1 この要綱は、昭和57年11月3日から施行する。ただし、第3条第1項の二の規定は、平成3年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、既に岐阜県美術館に寄贈又は寄託されている美術品等の寄贈又は寄託は、この要綱の規定により寄贈又は寄託されたものとみなす。

3 この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、平成元年10月31日から適用する。

附則

この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、平成18年9月1日から施行する。